## ◎新潟県告示第602号

農地法(昭和27年法律第229号)第41条第2項において読み替えて準用する同法第39条第1項の規定により、次のとおり農地を利用する権利(以下「利用権」という。)を設定すべき旨の裁定をした。

令和7年5月30日

新潟県知事 花角 英世

1 利用権を設定すべき農地の所在、地番、地目及び面積

THE CROSS CONTRACTOR OF THE CO			
所在及び地番	地目	面積(平方メートル)	
南魚沼市君帰字北沢994番 2	田	380	
南魚沼市君帰字北沢995番1	田	323	
南魚沼市君帰字北沢1009番 2	田	121	
南魚沼市君帰字北沢1010番1	田	429	
南魚沼市君帰字北沢1011番1	田	430	
南魚沼市君帰字北沢1012番 1	田	418	
南魚沼市君帰字北沢1050番1	田	659	
南魚沼市君帰字北沢1050番 2	田	493	
南魚沼市君帰字北沢1051番1	田	555	
南魚沼市君帰字北沢1051番 2	田	521	

## 2 利用権の内容等

内容	始期	存続期間	賃料に相当する補償金の額
水稲栽培	令和7年7月	5年	107, 635円

3 利用権が設定された農地中間管理機構の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地 公益社団法人新潟県農林公社 代表理事 星 丈 志

〒950-0965 新潟市中央区新光町15番地2

4 農地の所有者等の情報

新潟県報 定期第28号(令和7年4月11日発行)で告示したが、令和7年4月25日までの間に農地の所有者 等からの意見書の提出はなかった。

5 補償金の支払の方法

利用権の始期までに新潟地方法務局新津支局に補償金を供託する。

6 補償金の還付について

農地の所有者は新潟地方法務局南魚沼支局において、補償金の還付を受けることができる。

7 その他

機構関連事業(農業者の費用負担や同意を求めずに行う基盤整備事業)が行われる可能性がある。